

### 3-6-1 個人で所有する太陽光発電設備の贈与・相続

Q 個人で所有する太陽光発電設備を贈与・相続した場合の税金について教えてください。

A 個人で所有する太陽光発電設備を、贈与によりその親族等である個人が取得した場合には、その設備を取得した者に、贈与税が課税されます。

また、亡くなった個人が所有していた太陽光発電設備を相続により取得した場合には、相続税が課税されます。

(S)

#### 解説

#### 1. 太陽光発電設備の相続税評価

相続・贈与により財産を取得した場合には、その財産の価額は、財産取得時の時価により評価されます。太陽光発電設備は、一般動産として評価されます。

一般動産の価額は、原則として、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価をします。ただし、売買実例価額、精通者意見価格等が明らかでない動産については、その動産と同種及び同規格の新品の課税時期における小売価額から、その動産の製造の時から課税時期までの期間(その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年とする。)の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額によって評価をします(財産評価基本通達 129)。

太陽光発電設備その他事業用減価償却資産(構築物を除く)の額は、基本的に一般動産として、定率法により償却した帳簿価額により評価をします。

#### <算式>

新品小売価額－経過年数に応ずる定率法による償却費

#### 2. 贈与税額の計算

上記により評価した金額が基礎控除額(110万円)を超える場合には、次の速算表により計算した贈与税が課税されます。

●贈与税（暦年課税）の速算表

基礎控除後の課税価格	20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の税率(特例税率)		左記以外の贈与の税率(一般税率)	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超 400万円以下			20%	25万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超	55%	640万円		

<計算例>

父が20歳以上の子へ、2,000万円を贈与した場合の贈与税額

$$(2,000 \text{万円} - 110 \text{万円}) \times 45\% - 265 \text{万円} = 585.5 \text{万円}$$

3. みなし譲渡

資産を個人が法人へ贈与した場合には、その時の時価に相当する金額で譲渡があったものとみなす、いわゆるみなし譲渡課税により、資産を贈与した個人に所得税の納税義務が発生する場合があります（所法59①）。

4. 相続税の計算

相続があった場合には、当該設備は、相続財産として他の資産とともに相続税の課税対象となり、相続財産の価格が基礎控除額（3,000万円+相続人の数×600万円）を超える場合には、次の速算表により計算した相続税が課税されます。

●相続税の速算表（平成 27 年 1 月 1 日以後の相続又は遺贈分）

各相続人が取得する金額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	—
1,000 万円超 3,000 万円以下	15%	50 万円
3,000 万円超 5,000 万円以下	20%	200 万円
5,000 万円超 1 億円以下	30%	700 万円
1 億円超 2 億円以下	40%	1,700 万円
2 億円超 3 億円以下	45%	2,700 万円
3 億円超 6 億円以下	50%	4,200 万円
6 億円超	55%	7,200 万円

<計算例>

① 各人の相続税の課税価格の計算

相続人	配偶者 A	長男 B	次男 C
課税価格	50,000 千円	25,000 千円	25,000 千円

② 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
100,000 千円		48,000 千円	52,000 千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
配偶者 A	1/2	26,000 千円	3,400,000 円
長男 B	1/4	13,000 千円	1,450,000 円
次男 C	1/4	13,000 千円	1,450,000 円
合 計			6,300,000 円

③ 各人別の納付税額の計算

相続人		配偶者 A	長男 B	次男 C
按分割合		0.5	0.25	0.25
算出税額		3,150,000 円	1,575,000 円	1,575,000 円
加算・控除	配偶者に係る 相続税額の軽減※	△3,150,000 円		
	納付税額	0 円	1,575,000 円	1,575,000 円

※配偶者が取得する法定相続分までの財産に対しては、概ね、相続税は課税されません。